

新温泉町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月  
新温泉町教育委員会

< 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P. 2～P. 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・P. 5

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

## (2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に「新温泉町立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」を制定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ったほか、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組について、理解・協力を得るため県・市町共同メッセージを全戸配布するとともに、ホームページに掲載した。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 年平均     | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月28.5時間 | 21.8%       | 2.6%        |
| 中学校 | 月43.5時間 | 64.7%       | 11.8%       |

※小学校教員 80人 中学校教員 34人に占める割合

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均：30時間程度
- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・年次休暇を計画的に年間10日以上取得する教職員：100%  
【R7実績：全校平均10.6日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる  
【R7結果 8.0%】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）とする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 業務量の削減・業務の効率化

県の「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）

#### ①教職員の意識改革

##### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

##### イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施
- ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置
  - ・ 全町立学校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催
- ②業務の整理とマネジメント
  - ア 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し
  - イ 県発出の部活動「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守
    - ・ 「ノー部活デー」の実施【再掲】
    - ・ 1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度
- ③ICT 活用による業務の効率化
  - ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
  - イ 担当者研修会の実施
    - ・ 情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施
  - ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICT の積極的な活用
    - ・ 統一のシステムやアプリの導入
    - ・ ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備
- ④「チーム学校」としての業務改善
  - ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進【再掲】
  - イ 外部人材の積極的な活用
    - ・ 業務支援員、学校部活動支援員、キャンパスカウンセラー、ワークセンター学校業務支援スタッフ、巡回型ワークセンタースタッフ等の外部人材の積極的な活用
- ⑤制度・仕組みの見直し
  - ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
    - ・ 学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
  - イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
    - ・ 好事例集を生かした取組を推進
  - ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
    - ・ 照会・回答様式や提出方法の工夫及び頻度の見直しを実施
- ⑥執務環境の整備
  - ア 5 S 活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
    - ・ 学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S 活動を推進
    - ・ 教育委員会として、ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備

- イ ハラスメントのない職場環境づくり
  - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
  - ・管理職・一般職員研修の充実

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

- ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
  - ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進
- イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・指導主事担当制に基づき、早期解決への協力等の支援を実施

②教師以外が積極的に参加すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
  - ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減
- イ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・GIGA スクール構想支援業務を業者委託し、問い合わせ等への対応を実施
- ウ 施設・設備の管理
  - ・体育館等の地域開放施設の管理業務については、事務手続等の簡素化を推進し、負担軽減を促進
- エ 部活動
  - ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進
  - ・ノー部活デーの実施【再掲】

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ア 授業準備
  - ・採択教科書に準拠した指導計画作成に関して、ICT 活用や DX 推進による業務効率化を推進
- イ 学習評価や成績処理
  - ・ICT 環境整備を推進
  - ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理業務全般も一元化できるシステムの導入を検討
- ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・町役場関係課や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携し、案件によっては要保護児童対策地域協議会で協議して、効果的・機動的な支援を実施

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用の促進

## (2) 健康の保持増進

### ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・各学校における衛生委員会の月 1 回以上の開催
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2 ～ 6 月平均 80 時間超の職員への産業医面談指導の実施

### 心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、町HPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域への周知と理解促進
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実